

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

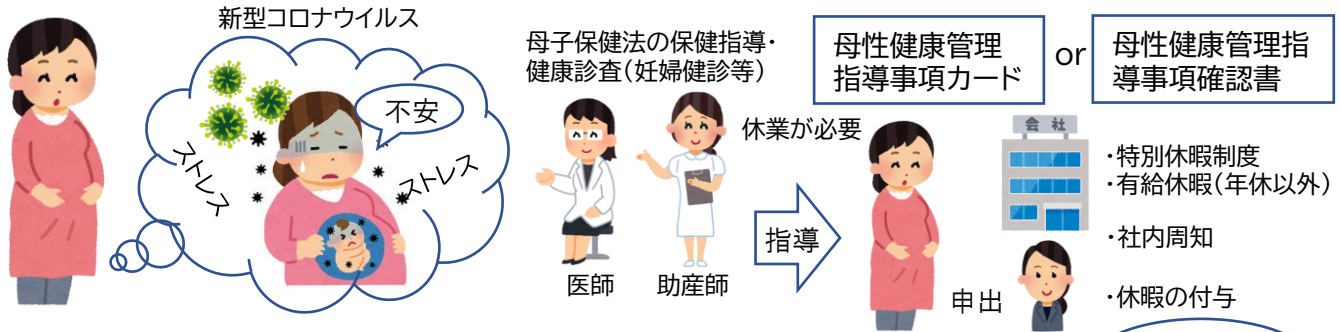
〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金



1. 助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

- ◆令和2年5月7日から同年9月30日までの間に
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知
- ◆令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に(※)
- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得
(※)新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

2. 助成内容

年次有給休暇以外の有給休暇

- 対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満:25万円
- 以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)
※1事業所当たり20人まで

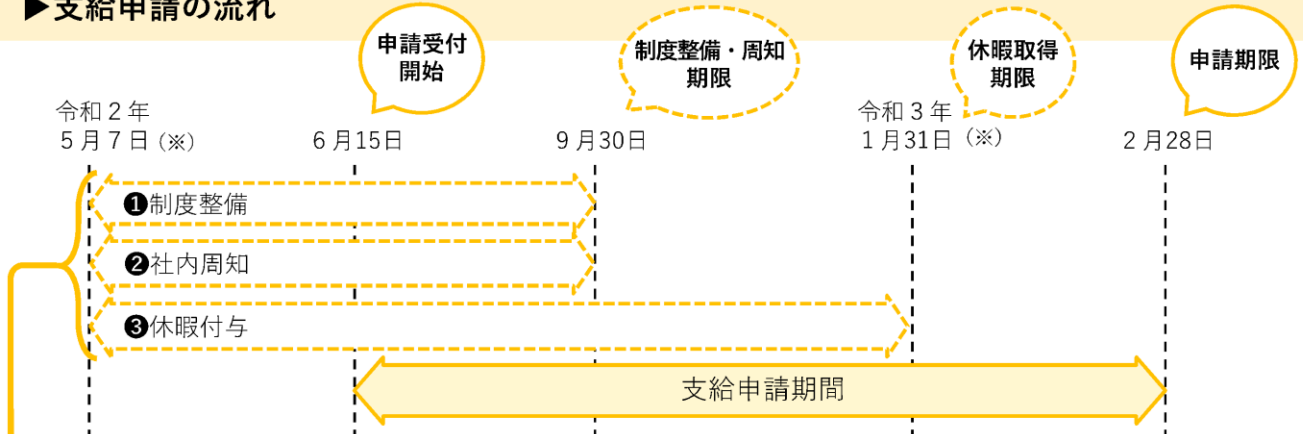
3. 申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

- ※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- ※事業所単位ごとの申請です。

欠勤などを、事後的に本助成金の対象となる有給休暇に変更した場合は本助成金においては対象になります。なお、事後的に本助成金の対象となる有給休暇に変更する場合には、労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

▶ 支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

(厚生労働省リーフレット)「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」を引用

特定社会保険労務士 中島康之